税

税務課

固定資産税

た人は、 更・建物の取り壊しなど)があっ 買・贈与・相続・分筆・地目変 し確認してください。 昨年中に土地や建物に異動(売 縦覧・閲覧制度を利用

ださい。 ※詳しくは広報3月号をご覧く

■不服審査申出

合は、 に審査の申出ができます。 固定資産課税台帳に登録された れた基準年度にあたるため、 令和3年度は地方税法に定め (評価額) 固定資産評価審査委員会 に不服がある場

予定)以降納税通知書を受け 取った日から3ヵ月以内 受付期間 公示日(4月1日休

固定資産評価審査委員会 (総合行政委員会内)

減免制度 低所得者世帯に対し、 |低所得者世帯への固定資産税 ※要申請 固定資

■固定資産課税台帳(土地 の縦覧・閲覧制度

家

に土地・家屋を所有していない ●本人が居住している資産以外 ●家屋の延べ床面積が120㎡

資本金等の額と

事業年度終

円以下 証など)」 認書類(通知カードと運転免許 必要な物 市計画税含む) 人番号カード」または (4月末以降発送予定)、 固定資産税納税通知 の年税額が10 「本人確 万

の税額については減免を受ける ※納税が困難な世帯の負担軽減 ことができません。 という主旨から、すでに納付済

内で、 用資産のうち、一定要件の範囲 あります。 ない次の対象者が所有する居住 産税・都市計画税の減免制度が 土地・ 高齢などで収入が少 家屋の税額を2分

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、

市内に事務

事業所、

全員の所得が、 課税限度額以下の所得である を有する・寡婦・寡夫のいずれか ●本人が65歳以上・重度の障害 次の要件をすべて満たす所有者 の1減免します。 本人および生計を一にする人 市民税均等割非

土地・ 家屋の固定資産税 都 とともに、

額の合計額を納付していただく

申告書を税務課へ提出する

法人税割額と均等割

ことになっています。

までに税務課へ 分から申請の場合は5月31日側) 納期限 (令和3年度1期 ます。

申請

均等割額とがあり、 市内の従業者数により算出する 法人税割額と、 税額を課税標準として算出する 金です。 務署および府税事務所への提出 立したとき、事務所などを開設 うものに限る) などが納める税 了の日の翌日から2ヵ月以内 とは別に届出が必要 したときは届出が必要です。 人格のない社団 法人市民税には、 市内に新しく会社を設

ださい 税の行政処分をすることがあり 調査し、その結果により決定課 がない場合、未申告法人として るにもかかわらず申告書の提出 納付が必要です。申告義務があ 等割がかかりますので、申告と 税額が0円となった場合も、 ※赤字決算となり、 詳しくは問い合わせてく 国税の法人 均

寮などがある法人、 (収益事業を行

市税などの納付に スマートフォンアプリが利用できます

昨年から市税などの納付に一部のスマートフォンアプリが利用できる ようになっていますが、今年から新たに「FamiPay」も利用できるよう になりました。

国税の法人

スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印字されているコンビ 二収納用バーコードを読み取ることで、市税などの納付ができます。ぜひ ご利用ください。

「LINEPay」「FamiPay」の利用には、事前にアプリ内 でチャージが必要です。詳しい操作方法は、各社ホームページまたは、 市ホームページをご確認ください。

納付可能対象 個人市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(償 却資産含む)、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、 介護保険料、奨学金基金(「PayB」のみ)

問合先 税務課

※バーコードが印字されていない、または取扱期限がすぎた納付書では 利用できません。領収証書、軽自動車継続検査用納税証明書は発行され ませんので、必要な場合は、金融機関・コンビエンスストアなどでお支 払いください。クレジットカードによる支払いはできません。

税務署からのお知らせ 問合先 泉佐野税務署

2462-3471

申告所得税、

贈与税及び個人事業者の消費税の 申告・納付期限の延長

令和2年分の申告所得税(及び 復興特別所得税)、贈与税及び個 人事業者の消費税(及び地方消費 税)の申告・納付期限について、 新型コロナウイルス感染症の拡大 防止の観点から、令和3年4月15 日休まで延長することになりまし た。

これに伴い、申告所得税及び消 費税の振替納税を利用している人 の振替日についても、延長します。

詳しくは、広報3月号または国 税庁ホームページをご覧くださ 610